コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　OYO Corpration

最終更新日：2018年3月29日

応用地質株式会社
代表取締役社長　成田　賢
問合せ先：執行役員社長室長　川地　真人
証券コード：9755
https://www.oyo.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、株主、投資家、顧客、従業員、取引先、地域社会等のステークホルダーとの適切な関係を保ちながら、「社会から信頼され、安心・安全で持続的に継続する社会の構築に貢献する企業」を目指して、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを、経営の重要課題としてコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。
また、当社はこの目的を達成するための経営組織・監督・監視機構を整備し、高い自己規律に基づく健全な経営の実践を目指し、会社の実態を評価した上で、適切な目標を定め、実効性の高い施策を確実に実行します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

a)補充原則1－2－4．議決権の電子行使・招集通知の英訳
当社は、第60回定時株主総会から議決権の電子行使を開始いたしました。また、招集通知の英訳につきましては、招集通知の一部（狭義の招集通知と参考書類）を英訳しておりますが、今後は、機関投資家や海外投資家の比率等を考慮して、英訳の範囲を検討してまいります。

b)補充原則1－2－5．信託銀行名義で株式を保有する機関投資家等の議決権行使等
信託銀行の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会で自ら議決権行使等を行うこと希望する場合への対応については、株主総会の傍聴から段階的に対応することを検討いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

当社のコーポレート・ガバナンスに対する取組みについては、本報告書のほか、株主総会招集通知、有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス基本方針などに掲載しておりますので、ご参照ください。

a）原則1－4．いわゆる政策保有株式
当社は、当社グループの中長期的な企業価値向上の観点から、取引先や業務提携先等との関係構築・維持・強化等を目的として、その株式を政策的に保有することがあります。主要な政策保有株式については、その保有意義や合理性等を、毎年、取締役会で検証します。
政策保有株式の議決権の行使については、投資先の中長期的な企業価値　向上及びコーポレート・ガバナンス等の観点から精査し、議案への賛否を総合的に判断致します。

b）原則1－7．関連当事者間の取引
当社と取締役との利益相反取引及び取締役の競業取引については、会社法及び取締役会規程により、取締役会に付議し、承認を得ることとしております。当社と主要株主等との取引についても、取締役会規程に基づき、重要性の高い取引について、事前の承認を行っています。
また、役員及び主要株主から、毎年度末に「関連当事者取引確認書」の提出を受けて内容を把握すると共に、法令等の定めに従って、適切に開示することとしております。

c）原則3－1　情報開示の充実
(i)会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社は、経営理念、経営ビジョンを定めて公表しています。また、2020年までの長期経営計画OYO2020を策定するとともに、この長期計画を達成するためのロードマップに沿った中期経営計画を策定し、公表しています。

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針」
当社は、安心で安全な社会の構築に必要とされ、社会から信頼される企業を目指して、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを経営の重要課題とし、従業員、顧客、取引先、株主、投資家、地域社会等のステークホルダーとの適切な関係を保つために、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組みます。そして、会社は高い自己規律に基づく健全な経営の実践を目指し、会社の実態を評価した上で、適切な目標を定め、実効性の高い施策を確実に実行します。また、当社は、コーポレート・ガバナンスの基本方針を定め、当社ホームページで公表しています。

(iii)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続
当社は、当社グループの企業価値の継続的な向上に資するよう、短期のみでなく、中長期的な連結業績向上への貢献意欲を高めることを目的として、役員報酬規程を定めるとともに、報酬決定の妥当性と透明性を高めるために、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会を設置しています。当社の取締役報酬は、役員報酬規程等に基づいた報酬案を指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会からの答申内容を参考にして、第62期の取締役報酬から取締役会で決議しております。その概要は「Ⅱ　1．機関・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】」の項目で説明しているとおりです。

(iV)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補指名の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役・監査役候補者の指名は、その時点における当社グループの実態を踏まえ、取締役・監査役としての職務を適切に遂行できる人物を、性別・国籍等の個人の属性に関わらず、代表取締役が以下の考え方に基づいた候補者案を、指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会から取締役会への答申内容を参考にして、第62期の候補者から取締役会で決議しています。

1）取締役・監査役候補者は、会社経営や当社または当社グループ会社の業務に精通し、人格・見識に優れている人物。
2）社外取締役候補者は、社外の独立した立場から経営の監督機能を果たすとともに、これまでの豊富な経験に基づき、当社グループの企業活動に助言を行うことができる人物。
3）社外監査役候補者は、会社経営、法曹、行政、会計、教育等の分野で高い専門性と豊富な経験を有する人物。

(V)取締役会が上記(iV)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役会に　おいて、取締役・監査役候補者を決議する際には、候補者を選任した考え方を明確にするとともに、株主総会における招集通知の取締役・監査　役選任議案の中で記載しています。

d)補充原則4－1－1　取締役への委任
　取締役会は、法令および定款に定められた事項、株主総会の決議により委任された事項、その他経営上の重要な事項を決議事項として定めた取締役会規程を制定し、その他については、経営陣に委任しています。取締役会規程によらない事項は、事案の重要性の度合いに応じて稟議による担当役員の決裁等により決定しています。

e)原則4－8　独立社外取締役の有効な活用
　当社は、取締役会において、外部の客観的な視点で経営に対する監督・助言を受けることが経営の重要課題の一つと位置付け、第62期より独立社外取締役を3名選任しており、8名の取締役の1／3以上を占めていることから、取締役会では、独立した立場で客観的な視点を踏まえた審議ができるものと判断しています。

f)原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
　当社は、社外取締役の選任にあたっては、会社経営等における経験と見識を有し、会社法上の要件と上場証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般株主と利益相反の生じる恐れのない者を独立取締役として選任しています。
　なお、当社の社外役員の独立性基準については、「II　1．機関構成・組織運営等に係る事項 【独立役員関係】」の項目で説明しているとおりです。

g)補充原則4－11－1　取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方
　当社の定款では、取締役の定員は10名以内、監査役の定員は4名以内と定めています。現在の取締役会は、取締役8名中3名が独立社外取締役、監査役4名中2名が独立社外監査役（内、1名が独立社外監査役）で構成しており、取締役会の審議等の中で外部の視点が反映されていると考えています。
　独立社外取締役を除く取締役は、取締役会において的確かつ迅速な意思決定が行えるように、資質・適格性・経験及び適材適所の観点より総合的に検討しております。社外取締役及び社外監査役は、専門性・知見・経験等を考慮して選任しております。

h)補充原則4－11－2　社外役員の兼任状況
　当社の取締役・監査役は、各自が受託責任を踏まえ、当社以外の会社の取締役・監査役等を兼任する場合には、事前に会社から承認を得るとともに、各社における役割を適切に果たすことが出来る合理的な範囲にとどめるよう努めています。また、当社は、各取締役、各監査役の重要な兼職状況について、株主総会の招集通知の中で毎年開示しています。

i)補充原則4－11－3　取締役会の実効性評価
　当社の取締役会は、取締役会の機能向上をめざして、各取締役が取締役会の構成、運営等に関してアンケートによる自己評価を行い、代表取締役がこれらの自己評価に基づき取締役会全体の実効性について分析・評価致しました。
　アンケートに基づいた第61期の主な改善の方針は、①社外取締役の増員（第62期で1名増員）、②業務執行取締役の担当区分の見直し、③社外役員に提供する情報を充実するための各種報告会の開催などを実施いたしました。また、第61期には、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会を設置し、活動を開始しました。この結果、業務執行役員からの取締役会への報告内容と社外役員からの意見等が充実し、実効性が着実に改善しております。ただし、取締役会の監督機能の更なる充実に向けて、改善するために、引き続き実効性の評価を進めて参ります。

j)補充原則4－14－2　取締役・監査役に対するトレーニングの方針
　当社は、取締役、監査役の就任時に、上場会社の役員としてとして遵守すべき法的義務・責任と、期待される役割・責務に関して適切な説明を行い、特に、新任役員には、これら知識の修得のための研修を企画しています。社外役員には、当社グループの事業、組織、財務等を説明し、社内の各種行事への参加を奨励しています。また、法令等の改正など社会環境に大きな変化があった場合には、必要に応じて執行部門や外部コンサルタントによる勉強会等を開催しています。

k)原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針
　当社は、株主・投資家との対話を促進し、これにより当社の持続的な成長と中長期の企業価値向上に向けたコーポレート・ガバナンスの実現を図ることを、経営の重要課題と位置付けており、この考えに基づいて、次のような方針で株主・投資家との対話を行っています。
　当社は、IR担当役員を選任するとともに、社長室をIR担当部署としています。
　株主や投資家に対しては、株主懇談会を株主総会後に開催し、決算説明会を中間・期末の年2回開催しています。これら株主や機関投資家への説明は、社長と担当役員が出席し、中長期の経営方針や経営状況等を説明しています。
　また、株主や機関投資家からの個別取材には、IR担当部署の執行役員が関連部署と調整を取りながら積極的に対応しています。この他、株主向けの報告書を年2回発行し、中期経営計画の進捗状況、業績およびトピックなどを解説しています。そして、株主・投資家等の意見を反映させるため、客観的に重要なフィードバック事項が発生した場合は、取締役会に報告しています。
　なお、決算発表前の期間は、サイレント期間として株主・投資家等との対話を制限しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
公益財団法人　深田地質研究所	3,448,500	11.94
深田　馨子	1,765,788	6.11
応用地質株式会社	1,605,642	5.56
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,242,000	4.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	963,200	3.33
応用地質株式会社　従業員持株会	873,413	3.02
須賀　るり子	866,477	3.00
株式会社　みずほ銀行	860,000	2.98
パーシング　ディヴィジョン オブ ドナルドソンラフキン アンド ジェンレット エスイーシー コーポレーション	513,625	1.78
日本生命保険相互会社	474,936	1.64

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

平成29年12月31日時点の応用地質株式会社の自己株式1,605,642株には、株式給付（BBT、J-ESOP）で資産管理サービス信託銀行株式会社（信託口）が保有する195,952株は含まれておりません。
なお、平成30年2月14日開催の取締役会で、自己株式1,100,000株を上限として自己株式立会外買付取引（ToSTNet-3）により買付し、取得した自己株式の全数に300,000株を加えた合計の自己株式を消却する決議を行いました。その結果、平成30年2月15日には、1,000,000株取得し、平成30年2月28日付けで1,300,000株の自己株式の消却を実施し、消却後の発行済株式の総数は27,582,573株となっています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
八木　和則	他の会社の出身者											
中村　薫	他の会社の出身者											
太田　道彦	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
八木　和則	○	―――	【社外取締役指定理由】 八木和則氏は、同氏が横河電機株式会社において要職を歴任され、他社において社外取締役、社外監査役としての実績を有しており、計測機器等の事業に関する見識ならびに経営に関する経験が、当社の経営体制の一層の充実に有用であり、コーポレート・ガバナンスの強化に貢献頂けると判断しております。 【独立役員指定理由】 八木和則氏は、他の経営陣及び当社と特段の利害関係を有せず、取引関係も無いことから、当社経営陣から独立した経営監視が行えると考えております。
中村　薫	○	―――	【社外取締役指定理由】 中村薫氏は、経済産業省を中心に要職を歴任され、他社の監査役および株式会社JECCの取締役社長としての実績を有しており、これら行政ならびに経営に関する経験が、当社の経営体制の一層の充実に有用であり、コーポレート・ガバナンスの強化に貢献頂けると判断しております。

			【独立役員指定理由】 中村薫氏は、他の経営陣及び当社と特段の利害関係を有せず、取引関係も無いことから、当社経営陣から独立した経営監視が行えると考えております。
太田　道彦	○	太田氏が在籍している丸紅株式会社と当社は、最近の事業年度で、軽微な取引がありましたが、当社連結売上高0.05%未満であり、太田氏の当社に対する独立性に関して影響を及ぼすものではありません。	【社外取締役指定理由】 太田道彦氏は、丸紅株式会社において要職を歴任され、他社の社外取締役等としての実績を有しております。商社での国内外の事業に関する知見並びに経営に関する経験を踏まえた同氏の独立した社外の視点が、当社の経営体制の一層の充実に有用であり、コーポレート・ガバナンスの強化に貢献頂けると判断しております。 【独立役員指定理由】 太田道彦氏は、他の経営陣及び当社と特段の利害関係を有せず、有意な取引がないことから、当社経営陣から独立した経営監視が行えると考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	6	0	1	3	0	2	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	6	0	1	3	0	2	社内取締役

補足説明 更新

委員長:代表取締役社長
その他委員:社外監査役がオブザーバー委員として就任
開催頻度:年間2回程度を計画(2017年実績は1回)
事務局:社長室と人事企画部長(平成30年4月1日組織変更により人事企画室から名称変更)

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査法人と四半期ごとに連絡会議を行い、監査活動の把握と情報交換を図るとともに、会計監査人の効率的な会計監査の遂行に努めており、監査の一部に監査役が立ち会うなどの相互連携をしております。
また、内部監査部門としてコンプライアンス室と本社管理部署による内部監査チームが、内部監査プログラムに従い、当社ならびにグループ企業の監査を実施しており、監査計画と監査結果について、定期的に監査役と情報交換や意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
内藤　潤	弁護士													
酒井　忠司	他の会社の出身者						△							

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役
e　　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
内藤　潤	○	―――	【社外監査役指定理由】 内藤潤氏は、法律事務所のパートナーとして企業間訴訟や企業法務に関する実務を経験され、イノテック株式会社の社外監査役としての実績を有しており、同氏の法律の専門知識ならびに経営に関する経験が、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の充実に有用であると判断しております。 【独立役員指定理由】 内藤潤氏は、他の経営陣及び当社と特段の利害関係を有せず、取引関係も無いことから、取締役会の意思決定に対して影響を与えることは無く、一般株主との利益相反が生じる恐れがないものと考えております。
酒井　忠司		―――	【社外監査役指定理由】 酒井忠司氏は、銀行、証券会社等において、審査部門等の業務および会社経営の経験と、他社の監査役、社外監査役の実績を有しております。同氏の金融機関での豊富な経験並びに企業における監査業務で得た知見により、的確な監査が期待でき、コーポレート・ガバナンスの強化に貢献いただけると判断しております。 ※独立性に関する事項 酒井忠司氏は、みずほ証券株式会社に平成20年まで在籍しておりました。 同社は、当社との取引が当社の連結売上高の2%を超える主要な取引企業に該当し、酒井氏が同社を退社後10年が経過していないことが、当社の独立性基準を満たしていないことから、当社は酒井氏を独立役員に指定しておりません。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員4名（社外取締役3名、社外監査役1名）を全て独立役員に指定しております。また、当社における社外役員の独立性基準は、社外役員が次に掲げる属性のいずれにも該当しない場合、独立性を有し、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断しています。

1）過去に当社またはその子会社等の業務執行者であった者
2）過去に当社の主要な取引先、または当社を主要な取引先とする会社の業務執行者であった者
3）当社の主要な借入先、主幹事証券会社、法定監査を行う監査法人、顧問契約を締結している弁護士事務所またはコンサルタント会社に所属していた者
4）当社から役員報酬以外に多額の金銭等を得ている者
5）当社の役員相互就任先の業務執行者であった者
6）当社から多額の寄付または助成を受けている団体の業務執行者であった者
7）上記1）～6）の近親者
8）当社役員就任時に、当社の社外役員在任期間が10年を超えていない者

詳細は、当社のコーポレート・ガバナンス基本方針（https://www.oyo.co.jp/）をご参照ください。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

平成30年３月27日開催の第61回定時株主総会において、株式報酬制度として「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」を継続及び一部改定することを決議しております。なお、本制度は、前中期経営計画OYO Step14の実行に伴い平成26年に試行的に導入しており、今回は報酬額を増額いたします。また、本制度における信託は、前回の制度導入時の平成26年6月2日から開始しております。本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社の取締役に対して、業績達成度等に応じて当社株式が本信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、当社の取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価変動リスクを株主の皆様と共有することで、平成30年から平成32年までの中期経営計画OYO Jump18の達成と中長期的な当社の企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とするものです。

本制度は、OYO　Jump18の計画期間である平成30年度から平成32年度までの3事業年度を対象としており、当社は、本制度に基づく取締役への交付を行うために合理的に必要と認められる数の株式の取得資金として、対象期間中（上記3事業年度）、80百万円を上限として金銭を追加拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託を設定しております。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、信託設定後に当社株式を、取引所市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得いたします。なお、平成29年12月末時点で、上記信託財産内に、当社株式（約4,000株）及び金銭（約0.1億円）が残存しており、これら株式及び金銭についても、今回の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することにしています。対象期間中に追加取得する株式数の上限は、40,000株としております。なお、本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないことにしております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役の報酬の総額を有価証券報告書、営業報告書（事業報告書）にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役に支払う報酬額の上限を、第50回定時株主総会において、年額2億4,000万円（使用人分給与を含む。）としており、監査役に支払う報酬額の上限を、第57回定時株主総会において、年額4,500万円としております。また、平成18年３月29日開催の第49回定時株主総会において、役員の退職慰労金の打切り支給を決議しており、退職慰労金の支給は退任時としております。

前事業年度の当社の取締役及び監査役に対する報酬等は下記のとおりです。

また、当社は、取締役会の決議で役員報酬規定を定めており、当社グループの企業価値の継続的な向上に資するよう、短期のみでなく、中長期的な連結業績向上への貢献意欲を高めることを目的として、役員報酬を以下のとおりにしています。

1）取締役（社外取締役除く）の報酬は、職務執行の対価としての固定報酬と当該事業年度の連結業績と連動した役員賞与で構成しています。
2）取締役（社外取締役除く）の固定報酬と役員賞与は、取締役会で決議された役員報酬基準に基づいて決定しています。
3）社外取締役の報酬は、連結業績に連動しない固定報酬とし、多様で優秀な人材の確保に貢献できるよう、社会水準等を勘案して代表取締役の提案で決定しています。
4）当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促進するためのモチベーションの発揮に資するインセンティブとして、当社取締役（社外取締役除く）を対象に、中期経営計画の達成状況に応じて変動する株式給付信託方式による報酬を株主総会で決議し、採用しています。

上記の方針に基づき、当事業年度（第61期）に支給した当社の取締役及び監査役に対する報酬等は下記のとおりです。
＜取締役・監査役報酬＞
・取締役10名（うち社外取締役2名）1億70百万円（19百万円）
・監査役 4名（うち社外監査役2名）44百万円（11百万円）
※上記の取締役10名と監査役4名には、平成29年３月28日開催の定時株主総会にて、任期満了で退任した取締役3名を含んでおります。

なお、当社は、当事業年度に指名・報酬諮問委員会を設置しており、第62期の取締役報酬は、上記1）～4）の方針で算定した役員報酬案を同委員会に諮問し、その答申を参考にして取締役会で決定いたしました。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役・社外監査役を補助する専任部署は設けておりませんが、執行役員会等の資料や情報について、必要な説明を行っております。
なお、内部統制基本方針では、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は速やかに対応することとしており、現在、兼任の補助使用人を置いております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 （常勤・非常勤、報酬有無等）	社長等退任日	任期
―――	―――	―――	―――	―――	―――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	― 名

その他の事項 更新

経営トップ（社長、会長、CEO）を退任し、顧問、相談役に就任している対象者はおりません。
なお、代表取締役経験者が顧問の肩書を有していますが、勤務実態はなく、会社の行事等に出席している程度です。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（取締役会・執行役員会）
第62期の取締役会は、業務執行取締役5名、社外取締役3名（内、独立役員3名）、常勤監査役2名、社外監査役2名（内、独立役員1名）で構成しており、経営変化に柔軟に対処するとともに、経営責任の明確化のため、取締役の任期は1年としております。また、業務執行取締役ならびに常勤監査役は、技術部門、営業部門、会計・財務部門、海外部門等の経験者を配置し、社外役員は、民間企業、行政、銀行の出身者及び弁護士であり、取締役会で多様な視点、外部の視点での活発な議論ができる体制としております。
取締役会は、原則、月1回開催し、法令または定款に規定する事項の決議及び業務執行状況等経営上の事項について報告、審議、決議を行っていますが、重要な決議事項については、複数回の審議を行うなど、客観的・合理的判断を確保した運営を行っております。
さらに、任意の会議体として、常勤役員を中心に経営事項に関して自由な議論を行う経営戦略会議、社外役員への情報提供を充実させるため、各種報告会を設けるなど、取締役会の意思決定機能並びに監督機能の充実に向けた体制整備に努めております。

（監査役会）
第62期の監査役は、常勤監査役2名、社外監査役2名（うち、独立委員1名）で構成し、各監査役は監査役会で定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役会及び重要会議への出席や職務執行状況及び経営状態の調査等を行い、法令・定款違反や株主利益を侵害する事実の有無等について監査を行っております。
また、監査役は、取締役及び重要な使用人からヒアリングの機会を設けるとともに、社長、会計監査人、社外取締役との間で定期的に意見交換を行っております。

（会計監査人）
会計監査人として、新日本有限責任監査法人を選任し、監査役会と連携し会計における適正性を確保しております。

（内部監査体制）
社内に内部監査チームを設置し、監査役とコンプライアンス室が連携して、当社ならびにグループ企業を対象とした会計、業務、コンプライアンス等の内部監査を実施しており、改善に向けて具体的な助言及び指導を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、経営効率の維持・向上及び経営の透明性確保のため、当社事業に精通した取締役と、第三者の立場からの助言と経営への監視機能を有する独立役員の社外取締役で取締役会を構成しております。加えて、執行役員制度を導入しており、機能の特化、意思決定の迅速化、監督・監視機能の強化を図っております。
また、当社では、2名の社外監査役が、幅広い見識や豊富な経験を活かし、重要な経営事項に関して独立的・中立的視野から意見・助言を行っております。さらに各監査役は、会計監査人や内部監査部門と連携をとり、監査業務に関して必要に応じた対応を行っております。
以上のように、経営の透明性、公正性の維持・強化と効率化が図られ、重要な経営事項について客観的かつ十分な議論ができることから現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知は総会開催18日前に発送し、WEB SITE掲示を招集通知の発送21日前に実施いたしました。今後も継続的に発送の早期化に取組みます。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会の開催にあたっては、予想される集中日を回避して開催日を決定しております。第61回定時株主総会は平成30年３月27日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使の電子化を第60回定時株主総会から開始しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットホームへの参加は、議決権行使の電子化とあわせて、第60回定時株主総会から開始しております。 また、信託銀行名義の株主の議決権行使に関しては、株主総会を傍聴する手段の検討を行うなど、段階的に取組みを進めます。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知は、狭義の招集通知と参考書類を英訳して、WEB SITEに掲載しました。
その他	事業報告の説明について、ビジュアル化を行っております。 また、株主総会終了後には、株主懇談会を開催し、社長による経営状況の報告などを行っております。株主総会における透明性の向上を目指し、株主総会議案の議決行使結果について、臨時報告書の公表を自社ウェブサイトで行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第２四半期、本決算の公表後に会社説明会を開催し、代表者が説明を行っております。 また、アナリストや機関投資家の要望に応じて、随時個別ミーティングを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRサイトにおいて、代表者によるマネジメントメッセージ、東京証券取引所への適時開示（決算短信を含む）、中期経営計画、決算説明会資料、有価証券報告書、事業報告書、コーポレートレポート等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR活動は社長室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	平成15年10月に策定した「応用地質企業行動指針」において、顧客の信頼と満足を得ることを基本的な使命とするとともに、社会規範の遵守、地域社会との協調、社員の就業環境の整備など、ステークスホルダーの尊重を基本姿勢としております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、平成26年にステークホルダー毎の活動方針を定めたCSR活動方針を策定し、当社及び国内外のグループ各社にも説明するとともに、WEBSITEに公表しております。 また、当社は、新中期経営計画OYO Jump18からSDGs（持続的発展目標）に寄り添った経営を行うことを目指します。そして、環境分析、土壌・地下水汚染浄化、環境影響調査、環境復元事業などに関与しており、本来の事業活動の中で環境保全活動を行っております。更に、環境ISOの認証を取得しており、環境ISOで定めた基本方針に従い事業活動を展開し、これらの活動を通じて地域環境及び地球環境（環境保全）に貢献しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示は、フェア・ディスクロージャー・ルールに基づき、ステークホルダーに対して公平に行っております。また、平成15年10月に策定した「応用地質企業行動指針」において、以下の方針を策定しております。 （1）企業経営全般にわたり、社会が真に必要としている情報の適切な開示、積極的な広報活動等を通じて、常に社会とのコミュニケーションを図り、企業行動が社会常識と整合する公正かつ透明なものとなるよう努める。 （2）情報開示を含むIR活動を通じて、株主、投資家の企業経営、企業活動に対する理解促進に努める。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社及び関係会社から成る企業集団（以下、当社を含め、「応用地質グループ」という）の業務の適正を確保するために必要な体制を整備するため、取締役会決議で内部統制基本方針を制定しております。平成27年5月1日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則に基づき、平成27年5月8日の取締役会において内部統制基本方針を改正しており、その内容は以下のとおりです。

（1）応用地質グループ各社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）
a.経営理念・経営ビジョンに基づく応用地質企業行動指針に則り、法令遵守はもとより社会規範に従って、健全な企業活動を推進する。
b.上記行動指針の徹底を図るため、コンプライアンス規程及びコンプライアンスマニュアル等に従い、応用地質グループ各社の取締役及び使用人に対して時宜に応じたコンプライアンス教育を行い、コンプライアンス経営の定着を図る。
c.応用地質グループ各社の取締役・監査役及び使用人に対して内部通報・相談窓口の設置・運営を周知するとともに、通報・相談者が当該通報・相談をしたことを理由に不利益な扱いを受けないように徹底する。
d.社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、警察等関連機関とも連携し、毅然とした姿勢で対応する。
e.当社内部監査チームは、当社及び関係会社の内部監査を定期的に実施する。

（2）取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）
a.取締役の職務の執行に係る文書及び情報（取締役会議事録、執行役員会議事録、委員会議事録、稟議書、契約文書等、以下「職務実行情報」という）は、文書管理規程等に従って適切に管理・保存する。
b.必要に応じて運用状況の検証及び規程の見直しを行う。
c.取締役及び監査役は必要に応じて職務実行情報を参照できるものとする。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）
a.リスク管理を体系的に規定したリスク管理規程に従い、リスクの回避・低減を図る。
b.リスク管理に関する統括責任者を代表取締役社長とし、主管部署を置く。
c.事業所責任者は、年初にリスク予防計画を作成して実行する。

（4）取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務実施体制）
a.取締役会は取締役会規程に従い、経営の重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督等を行う。
b.業務執行権限の委譲と執行責任を明確にした執行役員制度により、取締役の経営機能に専念できる体制を確保する。
c.職位、職務、権限等を定めた職務権限規程、稟議規程に従い、適正で効率的な業務執行体制を敷いて経営の迅速化を図る。

（5）応用地質グループにおける業務の適正を確保するための体制（応用地質グループ管理体制）
a.当社は、関係会社に、国内関係会社管理規程及び海外関係会社管理規程に従い、定期的な報告を提出させるとともに、国内・海外関係会社上申・報告基準に定める上申・報告を義務付ける。
b.当社は、関係会社と経営会議を定期的に実施し、グループ経営全般に関する情報交換を行う。
c.当社は、関係会社に、リスク管理に関する規程等の体制を整備させ、各社におけるリスクの回避・低減を図らせる。
d.当社は、関係会社に、その規模や業態等に応じて、各社取締役の職務執行が効率的に行われるよう、上記（4）に準じた規程等の体制を整備させる。

（6）監査役の職務を補助すべき使用人並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
a.取締役会は、監査役から補助使用人設置の要請があったときには速やかに対応する。
b.補助使用人の任命、異動に係る事項については、事前に監査役会の同意を要する。
c.監査役の指示に基づく補助使用人の業務については、取締役の指揮命令は及ばない。
d.任命された補助使用人が、監査役の指示に基づく業務の重要性と独立性を十分に理解したうえでその職務を遂行するよう、周知・徹底する。

（7）応用地質グループ各社の取締役・監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制
a.応用地質グループ各社の取締役・監査役は、当社監査役の求めに応じて、経営状況に関する報告を適時行うとともに、職務執行に関し重要なコンプライアンス違反又は著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに当社監査役に報告する。
b.応用地質グループ各社の取締役又はコンプライアンス担当部門の責任者は、内部通報制度の運用状況及び通報・相談事項について、定期的に当社監査役に報告を行う。重要な通報・相談事項については直ちに当社監査役に報告する。
c.応用地質グループ各社の取締役・監査役及び使用人は、何時にても当社監査役の求めに応じて、業務執行に関する説明を行う。

（8）監査役の職務の執行について生ずる費用の支払い等に関する事項
a.監査役が、職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

（9）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a.監査役は、取締役会、執行役員会等の重要な会議に出席し意見を述べることができる。
b.代表取締役社長は、監査役会と定期的に意見交換会を開催する。
c.監査役会は、会計監査人及び社外取締役と定期的に意見交換会を開催する。

（10）財務報告の適正と信頼を確保するための体制（財務報告に係る内部統制の評価・報告体制）
a.応用地質グループの財務報告の適正と信頼を確保するために必要な体制を整備する。
b.上記システムの有効性を定期的に評価し、その評価結果を取締役会に報告する。

また、上記体制に関する当事業年度の運用状況の概要は以下のとおりです。

（1）応用地質グループ各社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）について
応用地質グループでは、応用地質企業行動指針及びコンプライアンスマニュアルを当社グループ役職員に配布のうえ、継続的にコンプライアンス教育を行い、企業行動指針遵守の徹底を図っております。また、当社内部監査チームが定期的に当社及び関係会社の内部監査を実施する一方、社内の通報窓口に加えて、外部弁護士による社外通報窓口を設置するなど、通報体制の整備・強化にも努めております。

（2）取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）について
当社は、取締役会議事録、執行役員会議事録、各種委員会議事録、稟議書等、取締役の職務執行に係る文書（電子的情報を含む）については、文書管理規程等に従って適切に管理・保存しております。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）について
当社は、リスク管理規程に基づき、毎事業年度、当社グループの業務に関するリスクを識別・評価したうえで「OYOを取り巻く経営リスク一覧」を作成しております。また、これを元に、事業所毎にリスク削減に取り組む項目を選んで、「リスク予防年間計画」を策定しリスク予防活動を実施、毎事業年度末にその実効性評価を行っております。

（4）取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務実施体制）について
当社は、取締役会規程において取締役会で決議すべき事項を定めておりますが、当事業年度中に取締役会を13回開催し、経営の重要事項についての審議並びに取締役の職務執行状況等についての監督を適正かつ効率的に行っております。

（5）応用地質グループにおける業務の適正を確保するための体制（応用地質グループ管理体制）について
当社は、国内・海外関係会社管理規程に従い、関係会社から上申・報告を提出させ、上申については必要な社内承認手続きを行っております。
また、関係会社から月次業務報告等の定例報告を受け、業務運営状況を確認するとともに、関係会社の経営幹部と定期的に経営会議を実施し、グループ経営全般に関する指示伝達・情報交換等を行っております。リスク管理についても、関係会社にリスク管理に関する規程等の体制を整備させ、その規模や業態に応じた適切なリスク管理の実施を指導しております。

（6）監査役の職務を補助すべき使用人並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項について
当社は、監査役の補助使用人を人事発令により任命し、監査役会の事務局業務を担当させておりますが、任命に当たっては、その職務の重要性と独立性を十分に認識するよう徹底しております。

（7）応用地質グループ各社の取締役・監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制について
監査役は、当社の業務執行取締役及び執行役員並びに関係会社の代表取締役に対し、業務執行状況等に関するヒアリングを定期的に実施しております。また、監査役は、コンプライアンス室と情報交換のための会議を定期的に行い、内部通報制度の運用状況等について確認を行っております。なお、社内・社外窓口への内部通報内容については、監査役へ報告される体制を整備しております。

（8）監査役の職務の執行について生ずる費用の支払い等に関する事項について
当社は、監査役の職務執行に当たって生じる費用の支払いについては、速やかに事務処理を行っております。

（9）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
監査役は、取締役会、執行役員会等、当社の重要な会議に出席するとともに、代表取締役、会計監査人及び社外取締役と、定期的に意見交換を実施しております。

（10）財務報告の適正と信頼を確保するための体制（財務報告に係る内部統制の評価・報告体制）について
応用地質グループの財務報告の適正と信頼を確保するために、毎事業年度、財務報告に係る内部統制の整備状況・運用状況を評価し、その結果を取締役会に報告するとともに、評価結果に基づき必要な改善を継続的に実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、警察等関連機関とも連携し、毅然とした姿勢で対応いたします。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、買収防衛策を導入していません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. コーポレートガバナンス体制の概要
当社のコーポレートガバナンス体制は、「参考資料1　コーポレートガバナンス体制の概要」をご参照ください。

2. 適時開示体制の概要
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、「参考資料2　適時開示体制の概要」をご参照ください。

（1）適時開示に関する基本方針
　当社は、会社の情報開示に係る東京証券取引所の適時開示規則によって定められている情報、並びに投資家にとって重要な情報を速やかに開示することに定めています。

（2）情報の収集（決定事項、発生事項、決算情報）
　当社は、各執行部門や関係会社が把握した重要な会社情報は、その部門を管理する本社組織へ報告を行い、その会社情報の開示の要否について、本社の本社管理部門長（担当役員）と社長室（IR担当部署）が確認を行っています。そして、開示する重要な会社情報については、代表取締役会および取締役会に報告する。

（3）報告・開示
　開示する重要な会社情報は、代表取締役もしくは取締役会がその内容を確認した後に、社長室が東京証券取引所のTD-netに開示する。なお、開示に当っては、東京証券取引所の適時開示規則に従い適正に開示する。

参考資料1　コーポレートガバナンス体制の概要

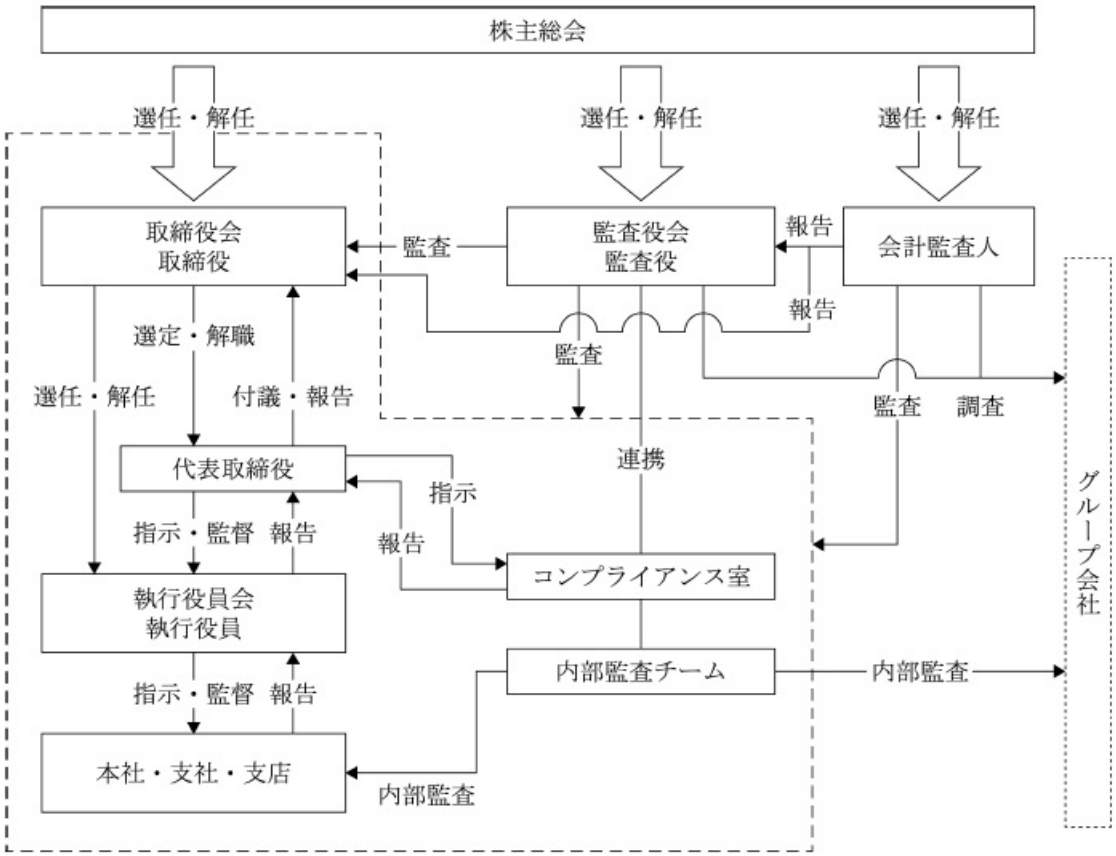

参考資料2 適時開示体制の概要

